

第4回産業分類検討チーム 議事概要

1 日 時：令和3年11月9日（火）16:00～18:00

2 場 所：Web会議

3 出席者：

【学識経験者】河井構成員（座長）、會田構成員、居城構成員、伊藤構成員、菅構成員、中村構成員、牧野構成員、宮川構成員

【各府省庁等】内閣府、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

【オブザーバー】日本銀行

【事務局】総務省政策統括官付統計審査官室：長嶺統計審査官、植松参事官、村本専門官、上田専門官ほか

4 議 題

(1) 「大分類C 鉱業，砕石業，砂利採取業」について

(2) 「大分類E 製造業①」について

(3) 「大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業」について

(4) 専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する扱いについて

(5) 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について

(6) その他

5 議事概要

(1) 議題1 「大分類C 鉱業，採石業，砂利採取業」について

「大分類C 鉱業，採石業，砂利採取業」を担当する経済産業省から資料1～1-2に基づく説明が行われ、改定案は特段の意見がなく、了承された。

(2) 議題2 「大分類E 製造業①」について

事務局から、「大分類E 製造業」の「製造業」は、分類項目が多いために2回に分けて検討すること、また、今回検討されなかった分類項目は、令和4年2月に開催予定の第6回検討チームにおいて検討を行うことが説明された。

その後、厚生労働省及び経済産業省から資料2-1～2-3に基づき説明が行われ、「274 医療用機械器具・医療用品製造業」の項目名や説明文の加除修正等を行う改定案は、了承された。

また、「102 酒類製造業」の改定案については、記述内容に重複した記述等が認められたため、担当府省が確認し、その結果を報告することを条件に了承された。

さらに、「2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用，船舶用を含む。）」に含まれている「電気窯炉」については、「2929」から「2534 工業窯炉製造業」に移行する改定案と「2929」から分割して「2923 電気窯炉製造業」の項目を新設する改定案の2案が提案され、関係部署等と資料の再確認等を行った上で、再度検討することとされた。

議題2に関する主な質疑応答は、以下のとおりである。

- 「1025 蒸留酒類製造業」の改定案において、説明文中の飲料用アルコールと焼酎とは異なる物なのか、また項目の説明文と「○」の例示の記述内容に重複があるのではないかと。
 - ← 確認の上、改めて報告させていただきたい。
- 「工業窯炉」には、工業用でない窯炉があるのか、また、「電気窯炉」に工業用と非工業用とがあるのか。これは概念が違って、工業と非工業とがあり、さらに電気によるもの他にガスや石油を燃料とする電気以外のものがある。つまり、用途の違いと燃料の違いがあるはずなので、その関係がどうなっているのかが分からない。例えば、趣味でやる陶芸用の電気窯炉がここに入るのかとか分からないので、統合して良いのかも分からない。これは、用途の分類の違いなのか、燃料（加熱するためのものが電気なのか燃料なのか）の違いによるものかを教えて欲しい。
 - ← 業務用機械器具製造業の業務用だけれど民生でも用いられる製品も混在している様に、「工業窯炉」についても、工業用の製品であるが、一般でも使われる製品が混在しているもおかしくないのではないかと考える。
- 「工業窯炉製造業」の改定案では、説明文で「主として工業窯炉を製造する事業所をいう。」とあり、「○」の例示で「窯炉製造業（工業用のもの）」とあり、その後の「電熱装置製造業」、「電気炉製造業」ではかっこ書き（「工業用のもの」）がない。一方、「電気窯炉」の「工業用」の説明文にはかっこ書き（「工業用のもの」）がない。これらから、「電気窯炉」は工業用のものではないという意図なのか。
- 「工業用」と書かない理由は何か。
 - ← 業界団体（日本工業炉協会）からも意見を徴しているが、業界団体では「工業炉」という言い方をしている。工業炉に何があるのか、また、どのような物が入っているかという、主として金属工業、一般機械工業、電子機械工業、ファインセラミックスを主体とする素材工業、それに陶器とかの窯炉が入ってくる。そのために窯炉が入ってくるのではないかと考える。電気のところ「工業」が入っていないのは、電気を使う大がかりな「工業電気炉」は個人では持たないであろうと推測されるので、その違いがあるからではないかと考える。
- 趣味でやっている人が持つ小さな電気炉はここには入らないのではないかと。
 - ← 窯元のような陶器を作っている方に関しては微妙だと思うので、確認を行う必要があると考える。
- 「工業用」を外して、「窯炉製造業」で良いのではないかと。
 - ← 工業炉という記述の方が業界団体にとっては座りがいいのではないかと。統合して欲しいという要望を出している主な側は電気の方のようである。
- 「工業」に統合すると、電気の部分が非連続性というかジャンプアップするが、非連続性がもしあったとしても、統合した方が望ましい、その方が良いということなのか。
 - ← 実査において、この二つの項目は、工業統計調査で把握しているので、そこでの項目間移動を考慮して時系列で把握すれば、問題はないと考えている。
- ここだけ他の分類と違って、「工業」をわざわざ加えていることには、違和感がある。一般用又は消費者が趣味で窯炉を使う場合には、ここには入らないことになるのではないかと。
- 業界団体の意向を汲んで「工業窯炉」という名称を残したとしても、何かただし書きとかで説

明を書くということはできないだろうか。

- 「主として工業窯炉を製造する事業所をいう。」だけにして、例示の「窯炉製造業」の後のかつこ書きの「工業用」は要らないのではないか。「主として」であれば、一般用が入っても良いのだから。
- 家庭用の陶芸用電気炉があるというのは事実のようなので、少なくともそれがどこに行くのかははっきりさせる必要があると思う。

誰が使うかは、産業分類では重要ではなく、家庭用と工業用とを一緒に分類していても良いと考える。重要なことは、生産技術の類似性で分類するという基本的コンセプトであり、もしも電気炉と電気ではない熱源による普通の工業窯炉とされる窯炉については、技術的にはエネルギー源以外は似たような技術で生産されているのであれば、案1で統合しても、本来の基本的コンセプトからも問題はないと思う。

逆に、電気炉か電気でない窯炉かで、生産技術や使う部品が全然違うということであれば、それらを一緒にすることは、本来望ましくないと思うので、その点を是非確認して欲しい。

- 電気炉製造業は、現行の日本標準産業分類では「その他の産業用電気機械器具製造業」に入っているが、現在でも家庭用の物とか、工業用でない物は想定していないのではないか。家庭用とか趣味で使うこともあるのかもしれないが、基本的に電気炉製造業も工業用、産業用と考えていると思う。そうだとすると工業用の物の中に一般の物が入っていても問題はなく、わざわざ「工業用のもの」とせずに「窯炉製造業」としても良いのではないか。ただし、業界団体の意向も尊重した方が良くとも思う。
- 「一般機械」の方に入れるのか、「電気機械」の方に入れるかということに関しては、石油とか石炭を燃料として使わずに、電気が主流であるというのであれば、「電気」の方に項目を立て、「電気」の方に移行していることが分かった方が良くという気がする。わざわざ「一般機械」に持ってきて「一般産業用機械・装置製造業」があたかもある程度の規模で残るといよりは、逆にほとんど「電気」の方にシフトしているということが分かるような分類の方が技術とか産業の実態という意味ではマッチするのではないかという気がする。どうして「一般産業用機械・装置製造業」に移したいのかについてももう少し説明が欲しい。案2を強く推すということではないが、統合するという案1の方が良くという根拠がよく分からないので、もう少し詳しい説明が欲しい。
- ← 本件については、関係各所と相談させて欲しい。

ここには様々な物が混じっている。精錬技術であれば、電炉や通常の燃料を使う高炉も入っているし、さらに産業廃棄物の焼却炉なども入っている。産業廃棄物の焼却炉には燃料しかないこともあり、燃料だけの物もあれば両方にまたがる物もあるということなので、そこは整理が必要だと思っている。場合によっては、案2の方針進めることも視野に入れて関係各所と相談したい。

- その場合、テクノロジーというか技術が、電気、ガス、石炭、石油とかで全然違うということであれば、分けた方が良くと思うが、生産技術の類似性により分類するという大方針があるので、技術的な観点からも事実関係の確認をして欲しい。
- 経済産業省の説明では、主に「何に使われているか」という説明になっているが、何に使われているかは生産物の方で分類するということであって、生産技術をしっかり把握するということが

産業分類では必要であると思う。その観点でいうと、中分類「25」は「はん用機械器具製造業」であるが、「はん用機械器具」は、はん用的に各種機械器具に組み込まれる機械器具であると定義されていて、電気がエネルギー源の汎用的器具ということであれば、「電気機械」と「はん用機械」とでどちらに分類すべきだろうという疑問は十分あり得る。生産技術の類似性の観点から考えれば、「はん用機械器具」と「電気用機械器具」という分類自体がそもそも適切なのかという問題を避けては通れないことになるのではないかと。

- 案2で行くのであれば、名称は「電気」、「非電気」となるのではないかと。
- 継続性の観点から、又は投入構造も違うことを考慮すると、案2が良いのではないかと。
- ウェブをみると陶芸用の電気窯炉はそれほど多くはないが、産業というか、品物としては必ず存在するので、次の問題は、「2929」の電気窯炉類の中に陶芸用とかが入っているのかどうかとなる。元々産業用とか、商業用の電気炉しか入っていない分類だったのか、それともそれ以外の物も「2929」の中に入っていたのかどうかを確認した上で移せるのか移せないのかを検討することになる。だから、元々「2929」に何が入っているのかを確認しないと移せるのか移せないのかは分からなくなるので、「2929」に家庭用の陶芸用窯炉が入っているかどうかを基本的には確認して欲しい。
 - ← 確認した上で、回答させていただきたい。
- その情報がないと分割するか統合するかは議論ができないので、持ち帰って確認していただいて、その情報を集めて皆さんに再度提供していただいた上で、改めて分割するか統合するかを判断したい。
- 最近、時計でもスマートウォッチのようなものがあるが、これを時計として分類して良いのか電子機械的な扱いとするのが良いのか、その扱いをどのようにするのかを悩ましく思っている。最近、計測を兼ねている身近な物がいくつか出てきているので、その扱いを詰めておく必要があるのではないかと。
 - ← スマートウォッチ（ウェアラブル端末の一種）については、国際的にも非常に議論が活発に行われている。HS分類においても、時計か電子機械かというところは関税との関係があって非常に難しい問題となっている。WTO（情報技術協定（ITA））の関係で課税されるかどうかという論点で時計か電子機械かということになるが、情報端末だという解釈を行っているのが一般的な流れであると承知している。
- 「革製帽子製造業」を「1189」に追加する改定案は、分かりやすくする観点からは良いと思うが、「1185 手袋製造業」には「×」の例示として「なめし皮製手袋製造業」が記載されているのに、「1186 帽子製造業」の「革製帽子製造業」には「×」の例示として記載されていない。「1186」にも「×」の例示として「革製帽子製造業」を記載した方がより分かりやすくなるのではないかと。
 - ← ご意見のとおり、「1186」に「×」の例示として追加することとしたい。
- 「製造業①」の経産省が担当の部分については、もう少し情報を追加して再提出していただいた上で判断することとしたい。

(3) 議題3 「大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業」について

「大分類F 電気・ガス・熱供給・水道業」のうち、「電気業」、「ガス業」及び「熱供給業」を担当する経済産業省と「水道業」を担当する厚生労働省から資料3-1～3-3に基づいて説明が行わ

れ、「ガス業」及び「水道業」の改定案は原案どおりに了承された。

なお、「電気業」の改定案は、概ね了承されたが、その内訳に関してもう少し資料等を整理した上で、再度、検討することとされた。

主な質疑応答は、以下のとおりである。

- 発電業を分割するという改定案そのものには基本的には賛成である。また、これで新しい電力需要の多様化に対応できるようになることは了解なのだが、やはり発電業の中には発電方式により、「火力」、「水力」、「原子力」等を分割して加えることはやっても良いのではないか。NAICSではそのように分類されているし、日本の産業連関表においても2015年表からは火力とその他だけになっているかもしれないが、それ以前は原子力も分かれていた。

そういう意味では、水力、火力にも分けるということは、生産技術の異なるものを違う部門として設定しようとする今回の改定のコンセプトに合うので、そこを是非細分類レベルでは分けてもらいたい。例えば、改定案は細分類レベルですべて分けるということになっているが、小分類レベルで「発電業」と「送配電業」、「小売電気業」を分けて、「発電業」の下の細分類レベルで発電の方式の違いによって「火力発電業」などを分けるのが適当ではないか。

← 産業連関表も「火力」と「火力以外」とに分かれているということ踏まえると、今日いただいた意見を取り入れて修正したものを関係各所と調整を行う上で、どのような修正案を提示するかについては迷っているところがいくつかある。

一つ目は、北米産業分類システム（NAICS）をみると、「水力」、「化石燃料発電」、「原子力発電」、「その他の発電」となっており、「化石燃料発電」のような名称の問題がある。二つ目は、電気事業者ごとの発電所数とか、発電種別に応じた発電所の数字（出力数）は業務統計で公表されている。電気事業法に基づいて事業者が届け出ている発受電月報をまとめた電力調査統計（1951年から作成されている統計）からデータを引用すれば良いのではないかと思っている。そこでの区分は、「水力発電」、「火力発電」、「原子力発電」、「新エネルギー等発電」になっていて、問題は「新エネルギー等発電」の中にバイオマスとか廃棄物の火力発電も二重計上されているので、そこを「火力発電」にするのか「新エネルギー等発電」にするのかについて議論が分かれるところであるが、そこを確認した上で調整を行う必要があると考えている。

- NAICSは、確かに以前は3つくらいしか分類がなかったが、最新のものはバイオマスとか地熱とか風力とか太陽光とかあり、その他まで含めると8種類くらいに分かれていると認識している。

それはそれとして、電力調査統計等で既に発電電源別に把握されているということであれば、まさに産業分類で分けても回答できないということはない。分け方は明確であり、ダブルカウントがあるというのであれば、産業分類の方でそれをしっかりと区分することによって、それに応じて統計調査がしっかりできることになる。ダブルカウントがなくなるという意味でいえば、産業分類としてそれを作成する意義はあるのではないかと思う。

← 収益のデータは把握できないが、コストのデータは把握できる。原子力発電所の売り上げなどは当然期待できないので、そういうことはあるが分類として設定する意義はあるのだという整理で関係者と調整することとしたい。

- 電気業は、ネットワーク産業なのだから、経済センサスということ言えば、当然、金額は、事業所ベースでは把握できない。そもそも企業ベースで公表されているものは小分類レベルくらいでしかない。金額を把握できないのはそのとおりであるが、発電電力量とか、従業者数とか事業所数そのもの、特にどこの地域にどの発電所があることなどをしっかり把握することは最低限必要なことだと思うので、金額を事業所ごとに、発電所ごとに把握できないとしても、それは当然のこととして、それでもそのような方法で産業分類の項目を設定する価値はあると思う。

○ 電気自動車向けの「充電スタンド」はどこに入るのか。資料3-4の「小売電気事業」に含まれるのか。それとも「電気小売業」に入るのか。

← この建付けは、あくまでも「系統」（電線でつながっていること）なので、「充電スタンド」は、「卸売業、小売業」の際に議論する内容として整理している。業態からみると、「小売電気事業者」が行っているのは、直接、電線から一般の家庭や企業に電気を供給するということなので、「充電スタンド」は、そこから先のことになる。

← 少し先の話であるが、資料3-4の5ページのところにある「蓄電事業」については、来年の通常国会において電気事業法の中に位置づけることになっている。ここでいう「蓄電事業」は、スタンドではなく電力の送電線と繋がっていて、蓄電をしておくことにより電気が不足している場合に電気を流すことができ、その試みが既に始まっている。しかし、電気事業法での位置づけがまだできていないので、経済産業省としては、発電事業の内容例示になるのかなど考えており、法案が通過した段階で、発電所の話と一緒に再度ご検討をお願いしたいと考えている。

○ ガソリンスタンドのように電気自動車向けに充電させる「充電スタンド」は、資料3-1の「電気小売業」の中には入らないという理解で良いか。

← そのとおりである。間違える方がいるかもしれないので、ご意見を踏まえて「×」の例示として記載する方法も考えられる。「小売業」に新たに「充電スタンド」を設定するかもしれないとなった時に、それは「小売業」に分類するという対応ができると思うので、政策部局、業界団体に諮ることとしたい。

○ 「充電スタンド」は、最近増えてきているので、サービスの一種として生産物分類に入れておくべきものであると思われるが、これは、生産物分類に入っているのか。入っていないのであれば、2年後に見直しということになっていたと思うので、産業分類の話ではないが、生産物分類のどこかに入れるということをお忘れずに検討することが必要であると思う。

← ガソリンスタンド、LPガススタンドの並びになると考えるので、当然、生産物分類の方でも追加すべき事項と考えている。

← 電気に係る生産物分類については、生産物分類の議論の初期の方で作成されたものなので、蓄電業に係るものについても今後の見直しで整理していただきたい。

○ 「電気業」の改定案は、概ね認められるが、「発電業」の分類をさらに分割することについて再検討していただければお願いしたい。そのためには、どこが難しく、どういう点が困難だから発電の形態を北米産業分類システムのような分類にできないのだという理由、また、障害としてどういうものがあるのかに関する情報をもう少し提供して欲しい。

← 本日提案された趣旨等については、政策部局、業界団体を含めてどういう記載であれば問題ないかについて関係者と相談させていただきたい。

(4) 議題4 専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いについて

事務局から、資料4に基づき、「専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱い」に関する説明が行われ、特段の意見がなく、対応方針案により示された方向性は了承された。

(5) 議題5 国際標準産業分類の改定に向けた検討状況について

事務局から現在の国際標準産業分類の改定に向けた検討状況に関する説明が行われ、座長から、引き続き情報収集を行うことが要請された。

(6) 議題6 その他

次回の検討チームは、12月21日（火）16：00～18：00にWeb会議により開催する。

本日の議事概要については、内容を確定した上で、本日の会議資料とともに総務省のHPに掲載する。

（以上）